

令和7年1月22日

# お 知 ら せ

課名	統計分析課
担当	渡辺・寺見
内線	2131・2132
直通	086-226-7261

## 調査関係書類の紛失について（2025年農林業センサス）

真庭市において、2025年農林業センサスで使用する「客体候補名簿」及び未記入の「調査票」の紛失事案がありましたので、お知らせします。

なお、現時点では漏えいした可能性がある個人情報が悪用されたとの報告は入っておりません。

また、今回、情報が漏洩した可能性がある調査世帯の方に対しては、真庭市が個別説明済との報告を受けております。

### 記

#### 1 事案の内容

別紙 真庭市報道発表資料のとおり

#### 2 今後の県の対応

今後このような事態が発生しないよう、改めて次の事項について統計調査員に周知徹底を図るよう、全市町村に対し文書を発出する。

- (1) 調査にあたっては、機微な情報を扱うことについての責任の重大性を十分認識すること。
- (2) 名簿・調査票等の管理には細心の注意を払うこと。
- (3) 万が一名簿・調査票等を紛失した場合は、調査員は直ちに市町村へ連絡すること。

### 【参考：農林業センサスについて】

#### (1) 調査概要

統計法に基づく基幹統計調査で、農林業の基本構造の実態とその動向を把握することを目的に、世帯員・構成員の状況、農地・山林の面積、農産物・林産物の販売金額などについて、5年に1度調査している。

#### (2) 調査客体等（一定規模の農林業を行う世帯・組織）

- ・ 客体候補：約 105,000
- ・ 調査客体：約 29,000（前回値。今回の数は実査中につき不明）

※ 客体候補：調査客体に該当する可能性のある世帯・組織

調査客体：調査員による客体候補への聞き取りの結果、調査対象として調査票を配布する世帯・組織

#### (3) 統計調査員数（1月20日現在）：3,693人（内、真庭市325人）

※ 市町村の推薦により県が任命する非常勤の地方公務員

市町村の指導の下、担当調査区内にある調査客体の確認及び調査票の配布、回収、審査並びにこれらに附随する事務を行う。

(4) 調査系統

農林水産省 → 都道府県 → 市町村 → 統計調査員 → 調査客体

(5) 「客体候補名簿」について

世帯・組織へ訪問する際に利用する名簿であり、この名簿に記載している質問への回答を踏まえ、実際に調査を行う世帯・組織かを判別するために利用する。

- 1 件名 2025年農林業センサスの客体候補名簿等の紛失について
- 2 日時 令和7年1月14日（火）15：15頃
- 3 場所 真庭市内
- 4 内容 「2025年農林業センサス」における統計調査員による客体候補名簿（4枚）と調査票（5枚）の紛失  
\* 客体候補名簿（4枚）には住所、氏名、電話番号等が記載されている。  
\* 調査票（5枚）は未記入のもの。  
\* 本調査員は、統計調査員の指導を所管する市が推薦し、県知事が任命する非常勤の地方公務員

5 経過  
（概況）

真庭市内の統計調査員（男性）が、1月14日午前9時15分頃、調査についての質問の説明を受けるため、市役所を訪れた際、バックの中の調査書類の確認をしたところ、客体候補名簿（4枚）と調査票（5枚）がないことがわかった。その後、14日午後3時頃真庭市職員も加わり、自宅及び担当地区内を捜索したが、発見には至らず、1月16日も統計調査員と真庭市職員で調査員宅を捜索したが、発見には至っていない。21日真庭警察署に遺失届を提出した。

○1月14日（火）9:15頃

統計調査員が、調査についての質問の説明を受けるため、市役所を訪れた際、バックの中の調査書類の確認をしたところ、1月10日の説明会で受け取っていた客体候補名簿（4枚）と調査票（5枚）が見当たらず、統計調査員が統計調査員宅を中心に探したが発見できなかった。客体候補者宅には、1月11日・12日に訪問していた。

○1月14日（火）15：00～15：15

真庭市職員が統計調査員宅を訪問し統計調査員と自宅及び担当地区内を捜索したが、発見に至らなかった。

○1月16日（木）13：30頃

真庭市職員が客体候補一覧に記載されていた客体候補宅を訪問し、聞き取りを行うが、発見には至らず。

訪問時不在の方で電話連絡が取れる客体候補には、市職員が電話で確認するが発見には至らず。

○1月16日（木）15：30頃

真庭市職員が再度統計調査員宅を訪問し、市職員と統計調査員で統計調査員宅を搜索。併せて、11日、12日に訪問した客体候補で、訪問時不在の方で電話連絡が取れる客体候補には、市職員が電話で調査客体名簿・調査票の置忘れがないか確認。

○1月20日（月）9：00頃

県（統計分析課）に紛失の報告を入れた。

○1月20日（月）13：30頃

真庭市職員が訪問時不在の方で電話連絡が取れる客体候補には電話で調査客体名簿・調査票の置忘れがないか確認。発見には至らず。

○1月21日（火）9：55

見つからないため、真庭警察署に紛失を届け出るよう指示し、調査員はただちに遺失届を提出した。

○1月21日（火）15：00

紛失した客体候補名簿4名の方に対して訪問。事情を説明し謝罪の対応をした。

○1月21日（火）17：45～

調査票の提出を受けていない統計調査員に向け電話により改めて調査書類の適正管理と個人情報保護について周知徹底及び注意喚起を行っている。

## 6 問い合わせ

担当課 真庭市総合政策部総合政策課

0867-42-1169

取材対応者 行田、後安（ごあん）、太田